平成２４年（フ）第１１１８号
埼玉県桶川市大字上日出谷1015番地の６　桶川けやき団地４―106号
債務者　金子さとみ
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１４９号
さいたま市桜区西堀６丁目17番15号　さくらマンション202号
債務者　菅原美喜子
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２０４号
埼玉県桶川市若宮１丁目３番11号　日建シェトワー９―306号
債務者　登坂かなゑ
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２０８号
さいたま市南区文蔵３丁目30番14号　ハイムタカハシA103号
債務者　西田良美こと　許　　良美
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１２２９号
さいたま市見沼区大字御蔵1119番地３
債務者　伊牟田由美子
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３７２号
愛知県豊田市青木町１丁目31番地58　青木ヒルズα２―208号
債務者　宿　　知美
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月22日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１７８４号
横浜市港北区新羽町1688番地１　U―mu NEW WING B403
債務者　今泉みづほ
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７９２号
神奈川県藤沢市本町３丁目10番11―303号
債務者　大橋　和徳
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７９３号
神奈川県藤沢市本町３丁目10番11―303号
債務者　大橋　直美
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９２５号
横浜市旭区市沢町870番地76　朝日プラザ二俣川104号
債務者　山森　　昭
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９３２号
横浜市港南区最戸２丁目12番18―201号
債務者　山本　芳惠
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８６８号
東京都小金井市東町４丁目10番17号コーポワタナベ202
債務者　澤井千鶴子
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３９１号
静岡県浜松市東区笠井新田町1435番地の２　コーポ楓101号室、前住所静岡県浜松市東区天龍川町843番地の１　コーポ内山B102号室
債務者　山中香代子
1　決定年月日時　平成24年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第４６８０号
大阪市東成区玉津２丁目18番５号
債務者　泉尾　悦子
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８７４号
大阪府枚方市招提南町３丁目19番２―301号
債務者　阪上　　洋
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９８７号
大阪市鶴見区浜４丁目18番14号203
債務者　木下　浩行
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部